

# グループホーム『旭ヶ丘』重要事項説明書

(令和7年4月1日改定)

## 1. ホーム概要

ホーム名	グループホーム 旭ヶ丘
ホームの目的	入居者様、ご家族様の満足のいくサービスの提供。
ホームの運営方針	共同生活住居の中で家庭的環境の下、日常のお世話し、入居者様が安心して暮らせるよう努める。
ホームの責任者	渋谷 由美
開設年月日	平成13年 4月 1日
保険事業者指定番号	1072800293
所在地、電話・FAX 番号	TEL 0270-70-5111 FAX 0270-70-5115
交通の便	JR 両毛線岩宿駅 タクシーで15分
建物概要	構造：木造 平屋建て 延床面積：898.89㎡
居室の概要	個室27室（内18室トイレ付き）

緊急時の対応	健康上の急変があった場合、併設の老人保健施設、診療所の医師、伊勢崎佐波医師会病院に連絡し緊急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
非常災害対策	屋内消火栓、消火器等、防災設備完備。 昼間、夜間総合訓練、年2回実施。毎月防災訓練実施。

## 2. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1名		1			看護師
計画作成担当者	3名		3			介護福祉士・介護支援専門員
介護従事者	26名	14	4	8		看護師・准看護師・介護福祉士・その他

### 3. 勤務体制

昼間の体制	9名（1ユニット3名）
夜間の体制	3名（1ユニット1名）

### 4. 利用定員

利用者定員	1ユニット当たり定員 9名、（ユニット数：3ユニット） 員 27名	総定
-------	--------------------------------------	----

### 5. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・面会時間は午前9：30分～午後8：00までとなっておりますが、ご家族様の希望に合わせることも出来ますので、スタッフにご相談ください。
- ・飲酒は可能ですが、ホームでの喫煙は原則禁止です。
- ・理美容サービスは月1回以上実施いたします。（料金は実費）
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、現金、貴重品、危険物等の持ち込みは原則禁止になります。  
ご不明な点はスタッフにお尋ねください。
- ・現金が必要な場合は、ホームで立替払いをいたします。
- ・買い物、外食や花見、納涼祭、忘年会等の年間行事を企画しております。習字・カラオケ等の

クラブ活動も実施しております。

- ・外出・外泊には外出・外泊届出書が必要になります。詳しくはスタッフにお尋ねください。
- ・設備・備品の利用について利用者の責に帰すべき事由により設備・備品が破損等した場合、弁償していただくこととなります。
- ・営利行為、宗教活動、特定の政治活動はホームにおいては、禁止になります。

## 6. 入居者様の心身の状況が急変もしくは重度化した場合の対応について

- ①. ご入居者様が急変した場合、併設の介護老人保健施設 旭ヶ丘、旭ヶ丘診療所  
(社) 伊勢崎佐波医師会病院などと連携し対応いたします。
- ②. ご入居者様が入院中の場合、ご入居者様、ご家族様の希望により居室を約 1 週間確保しておくことができます。但し、確保している間は家賃をお支払いいただきます。
- ③. 看取りについては、ご家族様の希望があった場合、ご入居者様、ご家族様、主治医、管理者等で話し合いを行い 4 者で看取りの合意ができれば看取りを行いません。
- ④. ご入居者様の心身の状態が著しく重度化し、グループホームでの処遇が困難になった場合は併設の老人保健施設、協力病院等で対応させていただきます。

## 7. 事故発生時の対応について

当ホームは、万全の体制でサービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、

速やかに入居者様の家族、関係市町村等にご連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止等に必要な措置を講じます。また、入居者様に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

#### 8. 身体拘束の制限について

当ホームにおいて、原則的に身体拘束は行わない。但し当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと医師が認め、指示した場合は、この限りではない。

#### 9. 虐待防止のための措置について

当ホームは、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じなければならない。

- ①ホームにおける虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ②ホームにおける虐待防止の為の指針を整備する。
- ③ホームにおいて従業者に対し、虐待防止の為の研修会を定期的を実施する。
- ④①～③にに掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。
- ⑤虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

## 10. 非常災害対策について

従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

①管理者は、防火管理者を選任する。

②防火管理者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。

③防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年5月及び10月に総合訓練を行う。

## 11. 外部評価について

提供するサービスの第三者評価の実施状況

(1) 実施の有無 実施有り

(2) 実施した直近の年月

平成30年11月26日

(3) 実施した評価機関

サービス評価センターはあとらんど

(4) 評価結果の開示状況

事業所入り口付近における掲示

## 12. サービスおよび利用料等

別紙料金表をご覧ください。

## 13. 協力医療機関

<p>協力医療機関名</p>	<p>①名称：伊勢崎佐波医師会病院</p> <p>住所：伊勢崎市下植木 481</p> <p>②名称：伊勢崎福島病院</p> <p>住所：伊勢崎市鹿島町 556 - 2</p> <p>②名称：原病院</p> <p>住所：伊勢崎市境上武士 898-1</p> <p>③名称：旭ヶ丘診療所</p> <p>住所：伊勢崎市間野谷町 135-1</p>
<p>協力歯科</p>	<p>名称：医) 社団 康寧会 立川歯科医院</p> <p>住所：伊勢崎市富塚町 293-3 パレス本丸 104</p>

## 1 2. 苦情相談機関

<p>ホーム苦情相談窓口</p>	<p>管理者：渋谷 由美</p>
<p>外部苦情申立て機関  (連絡先電話番号)</p>	<p>機 関 名：群馬県国保連合会</p> <p>(電話) 027-290-1363 (FAX) 027-255-5308</p> <p>：伊勢崎市役所 長寿社会部 介護保険課</p> <p>(電話) 0270-24-5111 (FAX) 0270-23-9800</p>



電話

(利用者代理人)

住所

氏名

印

電話

(身元引受人)

住所

氏名

印

電話